

帝京大学 実験動物施設運営委員会規程

(設置)

第1条 帝京大学に設置するすべての実験動物施設（以下、「施設」という）を適正に運営するための重要事項を審議するため、帝京大学実験動物施設運営委員会（以下、「委員会」という）を置く。英文表記は Teikyo University Animal Facility Committee とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長に報告または助言する。

- (1) 実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (2) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関する事項
- (3) その他、施設を適正に運営するための必要事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が次の各号に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 2 委員会には板橋キャンパス、八王子キャンパスおよび宇都宮キャンパスに所属する教員を含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

- 2 委員会に副委員長を置き、学長がこれを任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議および議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席および第3条第1項の要件を満たして成立する。

- 2 委員会の議事は、原則として出席した委員全員の合意を要する。ただし、委員全員の合意を得ることが困難な場合には、出席した委員の5分の4以上の合意により議を決することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、先端総合研究機構研究コンプライアンス室において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は委員会で協議の上、学長を経て、理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行時期)

- 1 この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2023（令和5）年9月1日より施行する。